

加西市播磨国風土記 1300 年祭サポーター制度 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成27年(2015年)に日本最古の地誌である播磨国風土記が編纂1300年を迎えるのに合わせ、自らの地域への関心と想いを寄せるふるさと意識の醸成および、地域全体での取り組みの輪を広げることを目的として行う加西市播磨国風土記1300年祭サポーター制度を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(加西市播磨国風土記1300年祭サポーター)

第2条 加西市播磨国風土記1300年祭実行委員会委員長は、前条の目的に賛同する者を加西市播磨国風土記1300年祭サポーター(以下、「サポーター」という)として登録するものとする。

(募集及び登録方法)

第3条 サポーターの募集は、市広報紙やホームページ等での掲載により行うこととする。

- 2 サポーターへの登録を希望する者は、登録申請書(様式第1号)を委員長に提出し、委員長は、申請内容を審査後、申請人を登録するものとする。
- 3 サポーターは、登録した情報に変更があった場合は、登録変更届(様式第2号)に記入し、速やかに委員長へ届け出るものとする。
- 4 サポーターの登録費は、無料とする。
- 5 サポーターの登録有効期限は、登録日から平成27年5月31日までとする。

(サポーター区分)

第4条 サポーターは、団体サポーターと個人サポーターに区分する。

- 1 団体サポーターは、メールでの連絡が可能な加西市播磨国風土記1300年祭記念事業に賛同・協力する市内の企業、飲食店、法人、団体等とする。
- 2 個人サポーターは、高校生以上の個人で、メールでの連絡が可能な加西市播磨国風土記1300年祭記念事業に賛同・協力する個人とし、居住地の限定はしない。
- 3 委員長は、前条の規定による登録を行ったときは、当該サポーターに対し、その証しとして登録証およびオリジナル車体マグネットシートを交付するものとし、団体サポーターには、のぼり旗を貸出すものとする。

(団体サポーターの役割)

第5条 団体サポーターは、次の事項について自主性に基づく活動を行うものとする。

- (1) 従業員等に対する加西市播磨国風土記1300年祭記念事業の周知に関すること。
- (2) 敷地内での加西市播磨国風土記1300年祭のぼり旗の掲揚および管理に関すること。
- (3) 加西市播磨国風土記1300年祭記念事業における情報発信に関すること。
- (4) 加西市播磨国風土記1300年祭記念事業におけるイベント等への団体参加に関すること。
- (5) その他、加西市播磨国風土記1300年祭記念事業に関すること。

(個人サポーターの役割)

第6条 個人サポーターは、次の事項について自主性に基づく活動を行うものとする。

- (1) 加西市播磨国風土記 1300 年祭記念事業における情報発信に関すること。
- (2) 加西市播磨国風土記 1300 年祭記念事業におけるイベント等への参加に関すること。
- (3) その他、加西市播磨国風土記 1300 年祭記念事業に関すること。

(活動に対する支援)

第7条 委員長は、サポーターに対して、加西市播磨国風土記 1300 年祭記念事業に関する情報をメールにて提供するとともに、団体サポーターの名称をホームページへ掲載し、広報を行うものとする。

- 2 サポーターの活動費は、無償とする。
- 3 委員長は、サポーターの活動中における事故等（損害等含む）について、責任を負わないものとする。

(登録の拒否および取消し)

第8条 サポーターが、次の各号のいずれかに該当する場合は、サポーターの登録を拒否および取消することができる。

- (1) 法令に反するおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治団体または宗教法人の場合
- (4) 暴力団若しくは暴力団関係者が関与する団体、個人
- (5) 営利目的でサポーター制度を利用した場合
- (6) 加西市播磨国風土記 1300 年祭記念事業全体に対する誹謗中傷
- (7) その他、委員長がサポーターとして適当でないと認めた場合

(登録の解除)

第9条 サポーターが登録の解除を希望する場合は、登録取消届（様式第3号）に記入し、委員長に提出することにより、いつでも登録を解除することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。